

方針附属文書 私たちの要求

I 全国人権連が全国の会員・住民と連帯して取り組む基本要素

①高齢者の受診抑制と医療費削減を狙う「高齢者医療制度」に反対します。同時に社会保障のための口実にした消費税の引き上げに反対するとともに、所得再配分のあり方を提起し格差を縮小し貧困層を根絶するために取り組みます。

②若者や女性の2人に1人が非正規雇用の貧困で不安定な生活を余儀なくされています。正規雇用率を高め雇用の安定をはかるために、また、特に行政機関が障害者の法定雇用率を厳守することをめざし、共闘組織をつくりあげ、全国の労働局、行政などに申し入れ行動を展開します。雇用保険や職業訓練制度を大幅に見直し、技能が身につく、生活不安がない、再就職支援の強化をはかります。

③高等教育での学費の高騰により、家庭の経済状況により進路が選択できない現状を打開するために、授業料無償化の継続、高校、大学の奨学金制度の無利子化制度の拡充、また通学など勉強に係わる条件整備のため給付制度の創設などの政策をまとめ、全国的な運動を作り出します。また、国公立大学（独立行政法人）に家庭所得による授業料減免を行うよう、申し入れ活動を展開します。

④生活保護にかかわって、申請を行わせないようにする「水際作戦」と、受給している人に辞退届けを強要する「硫黄島作戦」が強められています。各県に対して「カウンター」に申請用紙を「」の運動を行うとともに、各自治体に對して受給辞退の強要はしないこと、生存に値する給付額、「貧困ビジネス」の根絶を申し入れます。

⑤公共交通機関が弱者にも利用しやすいものとするため

に、過疎地への巡回バスなどの実現で交通権の確立をめざします。また、車椅子でも乗れる低床バスの導入や、駅のプラットホームでの安全を確保する施設を設置するために、行政、各地のバス協会、JR管理局などに申し入れます。

⑥高齢者になっても誰もが憲法25条に保障された生活が送れるように最低保障年金制度の実現をめざします。また、介護保険要介護者にかかわって、税にかかわる障害者控除が適用されるよう、各自治体に申し入れ活動を行います。介護保険の保険料、利用料の軽減措置の充実をもとめます。また、高齢化がすすむなかで特に公営住宅に住む高齢者の生活が脅かされています。空家対策などを活用し、高齢者が住みやすい体制と施設の設定などを具体的に提起していきます。特養待機者解消のために国や自治体の建設補助や運営費の増額を求めます。

⑦国の隔離政策のもとで療養所生活を余儀なくされてきた、ハンセン病患者がふるさとで生活できる政策を充実させるとともに、在園生活保障を勝ち取るために、ハンセン病問題基本法の具体化を求めます。

⑧中国残留孤児に対する新たな支援策がすべての対象者に徹底されるとともに、地域で受け入れられ生活できるように、行政へ求めていきます。また原爆被爆者の認定全面改定などを支援してゆきます。

⑨アイヌの人々の民族的権利の保障と伝統文化の継承・発展を促し、先住民が強制的な同化政策や強制移住の対象となつてはならないと規定した「先住民の権利に関する国連宣言」や「先住民族」と認めた08年6月6日の国会決議をいかし、アイヌ民族の尊厳を保障する施策を求めます。

⑩序列と競争を拡大させる全国一斉学力テストの廃止、営利につながる保育園の民営化や幼児一元化に反対、保育園の増設、保育料の引き下げ・減免の拡充など、子どもの

権利を守り発展させるとりくみを展開します。

⑪差別による住民間の分離、分断を許さず、差別の垣根を乗り越え、市民的連帯を培い、21世紀にふさわしい地域社会の実現をめざします。「人権」の名による「解同」などの恫喝や暴力を許さず、平和で安全な地域づくりをめざします。住民を教化の対象に位置づけ、官製「人権」や排外主義的「差別」論の押しつけと国民の内心に踏み込む行政主導の「人権啓発・教育」の誤りを正し、多様な学習機会の創設や地域での学習活動を前進させます。

⑫「解同」による「確認・糾弾」の一掃、不公正な行政・教育の是正をはかり、公的施設の管理運営の適正化、公的サービスの放棄につながる指定管理者制度の導入や一部の特権的管理に反対します。人権侵害につながる「部落」実態調査や教育調査の中止、戸籍や住民基本台帳など個人情報の恣意的管理を許さず、肥大化し誤った教科書記述を正す、宗教界への情報提供、エセ同和排除などの問題の解決に取り組めます。

⑬女性の経済的自立はいっそう困難を強いられています。正規の女性労働者は、能力主義・成果主義が導入された職場で、男性なみの長時間過密労働をしながら、賃金は男性の66・8%、女性管理職の比率はわずか9・9%で、セクシャルハラスメントの告発もあとを絶ちません。

このことを踏まえ、実態と要求把握をすすめる、組織内交流や連帯が進むよう学習等の機会を設けると共に、地域や組織活動に積極的に参加できるように手だてを講じます。

II 政府に対する基本要素

(1) 各省共通要求

国民主権や戦争放棄、生存権をはじめとする基本的人権を明記する日本国憲法の尊重・擁護の立場から、国民の「貧困と格差、不平等」を拡大する政策の抜本的見直しをはかり、人間らしい生活のできる条件の整備をはかっていただきます。

とりわけ「連立政権樹立に当たつての政策合意」(09年9月9日)の実現に向けて必要な手立てを早急にたてられたい。

なお、同和問題の解決に係わる取り組みは、02年3月末

の特別法失効後7年を経過する今日、一般対策に工夫を加えた諸事業も含めて成果を見極め、施策の廃止や適正な運用の強化など、抜本的見直しをはかられたい。

(2) 国土交通省

1, 住まいは人権である。高齢者や低所得者、若い世代等が住み続けられるよう公営住宅の大幅建設と家賃の引き下げ、民間住宅への入居にあたっては低所得世帯向けに家賃補助を実施されたい。特に高齢者の福祉に関わる施設整備については、厚労省との連携で円滑な推進をはかられたい。

2, 公営・改良住宅の改善および建て替えを円滑に促進するために、国の補助率や補助単価を大幅に引き上げられたい。また空き室の公募を自治体に徹底されたい。

3, 公営・改良住宅の管理について、もとより公平性・公益性のない地元管理委託はたちによめること。また、改良住宅における応能応益は65%の進捗であるが、入居者の公平を徹底する上からもさらに指導を強められたい。その際に、近傍同種などという「応益」が「公営性」を損ね、異常な家賃形態になっている所もある。住まいは人権に関わる問題である。「公営性」にながう家賃体系、上限を設定し、一方では不適正入居や家賃不払いを是正されたい。

4, 不良住宅を改良する目的で建てられた公営中高層住宅は築40年から50年を経過し、老朽化がすすんでいる。また、入居者も高齢化がすすみ、エレベーターの未設置などバリアフリーも遅れている。その一方、若年層は地域外へ流出するなど、地域づくりをすすめていく上で大きな障害となっている。

このような公営住宅の比率の高い地域での継続的な街づくり発展のために、年齢、階層などバランスのとれた都市計画、各種の振興策を実施すること。そのために、地域の実状にあう入居基準にされたい。

5, 高齢化の進んでいる地域では、地域内交通の不便さが指摘されており、コミュニティバス等による地域の足の確保が求められている。国として大幅な助成制度をつくられたい。

6, 小集落事業のこの間の実績と今後の予定地区と数、予算を明らかにされたい。

7, 住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業については、その内容を充実するとともに、財源は国の負担とし、償還完了まで実施されたい。また、実質的に返済が不可能な、「本人死亡」「行方不明」「債権放棄」にかかる

滞納債権については、全額国で措置されたい。生活保護になった場合など個々の事例にどう対応するか、局長名の運用通知をまとめられたい。それから貸付金滞納状況(各県別)の資料を示されたい。

8. 「公営住宅管理の適正な執行について」(05年12月26日付住宅局長通知)は、使用継承について原則配偶者以外に認めないとしているが、親が亡くなった場合の子への継承なども認めるよう基準の見直しをされたい。

9. 自然災害に伴う河川改修の要望が多い。水害対策に係わる予算を大幅増額されたい。

(3) 法務省(人権擁護局)

1, 2003年「郵政解散」にともない廃案となった人権擁護法案は、そもそも次のような問題を持っていた。①政府からの独立性など国連が示す国内人権機構のあり方(パリ原則)とは異なる、②公権力や大企業による人権侵害を除外しており、もっとも必要性の高い救済ができない、③報道によるプライバシー侵害を特別救済手続きの対象としており、表現・報道の自由と国民の知る権利を奪う、④「人権」や「差別」についての明確な規定なしに、「差別的言動」を「特別救済手続」として規制の対象としたことが、国民の言論表現活動への抑圧であり憲法に抵触する、点である。

千葉景子元法務大臣は09年9月17日未明の就任記者会見で、人権救済機関を内閣府の外局に設置することを内閣提出法案で早急に実現したい旨発言したが、民主党が05年8月1日に衆議院に提出した「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」は、旧政府法案の焼き直しに過ぎず、人権侵害救済の対象は差別と虐待が中心で、地方人権委員会も独立性が担保されておらず、旧政府案同様に問題がある。

あるべき新たな人権侵害救済法案は国会で全会一致の可決となるよう、人権委員会は権力や大企業による人権侵害のみを特別救済の対象にし、報道や表現規制をその対象からはずし、言論や出版の領域には踏み込まず言論の自由を尊重し、国連パリ原則にのっとった独立性と実効性が確保されるものにされたい。

こうした国内人権機関の設置に関わる議論を国民公開で行えるよう、手立てを講じられたい。

なお、人権擁護委員については、専門的研修を保障し、簡易・迅速な相談・救済が行えるよう費用弁償も含めて予算の大幅な確保を図られたい。

2, いまだに「確認・糾弾」行為やそれにつなげる話し

合いなどが公的機関を含めて行われている。「省見解」の徹底を求める。

3, 法務省委託で、企画は法務省人権擁護局と財団法人人権教育啓発推進センターによる「人権啓発ビデオ 同和問題と人権―あなたはどうか考えますか―(ビデオ)」(09年度制作)について。「インターネットを要した差別的書きや結婚・就職問題を中心とする差別事案は、いまだに後を絶ちません」とある。また「なぜ、同和問題はなくならないのだろうか?」と、疑問を投げかけ、人それぞれの心の中に潜む「あるもの」の存在がありました(チラシよ)り)として「偏見」があげられている。

同和問題の解決にあたり、政府審議会や協議会は様々な検討結果を「意見具申」等にまとめてきた。とりわけ1986年「意見具申」は、何が問題の背景にあるかを明らかにしたが、そこで示された観点は今日でも有効である。同和問題の現状について、誤った情報提供はかえって啓発不信を招きかねない。ビデオ解説の改訂を講じられたい。

4, 国連自由権規約人権委員会(以下、「規約人権委員会」)は、市民的及び政治的権利に関する国際規約(通称「自由権規約」)の実施状況に関する日本政府の第5回報告書に対して、審査を経て、2008年10月31日、総括所見を発表した。

規約人権委員会は日本政府に対し、省に関わり次のような改善を求めている。

① 裁判官、検察官、弁護士などの司法従事者に対して自由権規約に関する教育を行い、その適用をすすめること。

② 死刑囚への処遇の改善、代用監獄の廃止、被疑者の弁護人依頼権の実質的確立、被疑者の拘束期間の限定、取り調べの可視化、黙秘権の保障、自白偏重ではなく近代科学捜査に依拠すべきこと、など被疑者、被告人、既決囚の人権状況を改善すること。

その他にも、政府から独立した人権救済機関の設置、死刑の廃止、刑事施設に対する視察委員会制度の向上、難民の保護、多岐にわたって日本の人権状況を審査し、勧告を行っている。誠実な対応をされたい。

(3) 経済産業省

1, 同和高度化資金の貸し付け及び償還状況を県別に明らかにし、返済指導と不正排除の徹底をされたい。

2, いわゆる地域改善経営指導員の現在の状況を各県別に明らかにされたい。

3, 高額図書への購入強要、指名入札への参画、工事請負

への参入など「えせ同和行為」が横行している。省が把握している現状を明らかにし、行政・企業に対する指導と啓発の強化をはかられたい。

4, 中小企業向け予算を拡充し、経営困難な中小業者に対する無利子の「生活資金融資制度」をつくられたい。なお、8割しか保証協会が融資保証をしないのは、業者の営業と人権をふみにじるものであり、こうした政策への転換は由々しき問題である。撤回を求める。さらに営業的には黒字なのに資金繰りに行き詰まり倒産に追い込まれている実態が相次いでいる中、金融機関に対する貸し渋りや貸しはがしをやめさせる指導の強化と、中小零細企業への抜本的支援を強められたい。

5, 国民に大増税をもたらす、所得税の各種控除や課税最低限の引き下げをやめること、また金融危機に関わり消費税の税率を引き上げず、果敢に引き下げをはかられたい。

6, 大規模商業施設の進出が地元商店街の営業とコミュニティを崩壊に追いやっている。国の段階での規制を強めると同時に、地域の小売業が存続できるよう政策と予算を拡充されたい。

7, 靴・履物産業の振興をはかるため、製品に関する科学的な研究の確立と充実をはじめ、中小零細業者に対する新製品・デザイン開発、技術の向上と継承、技術者・人材育成、国際見本市への参加、官公需や輸出を含む販路の拡大など、大幅な予算措置をとって実効ある具体的対策に本格的にとりくむこと。

8, 皮革産業振興対策事業を大幅に増額するとともに、地方に対する国庫補助について特段の予算増額措置をはかること。

9, 産業を守り、働くものの仕事確保をはかるためにも、革靴の輸入自由化に反対し、WTO協定の改定について提起し、WTO協定の「セーフガード」にかんする協定」を発動して革靴の輸入数量の制限をはかること。また、そのための「実態調査」にただちに着手すること。

10, 現行の関税割当(TQ)制度の維持・強化を断固はかることもに、これ以上の革靴の大量輸入を防止するあらゆる積極的な措置をとること。当然のこととして、二国間等の自由貿易交渉や貿易自由化交渉ラウンド協議においても、労働団体を含む関係業界団体に対する情報提供をすすめることもに、現行制度の維持・存続と輸入枠の拡大抑制のための強力な主張を展開して、これを断固守りぬぐこと。また、国内で審議・決定される関税割当基準数量については、今年度の実績をふまえ、今後一切拡大しないこと。

と。また、数量についての科学的かつ明確な根拠を示すこと。

(4) 厚生労働省(雇用開発課)

1, アメリカ発金融危機に乗じて、大企業を中心として、派遣の大量首切り、新規雇用の抑制、大量の人減らしと正規社員のパートや派遣への置き換えなどによる失業の増大、「貧困と格差」不平等の拡大が大きな社会問題になっている。

派遣の違法な首切りをやめさせ、雇用の継続、最低賃金を1000円に大幅に引き上げ、暮らしが成り立つ賃金に引き上げることが企業に要請するとともに、雇用保険給付期間の延長、訓練事業の拡充、訓練手当の増額、就業の安定と労働者の資質向上のための関連制度の充実をはかられたい。

① 大企業の派遣切り、期間工の雇止め、偽装請負をやめさせ、派遣法の抜本改善を求める。とりわけ製造業への派遣の停止は急務である。

② 残業・休日労働・深夜労働の規制を「緩和」した動きを合法化する労働時間法制の改悪、賃下げ・解雇のやり放題につながる労働契約法の創設をやめ、労働者保護法制の充実をはかられたい。実効性のある派遣法の改正を求める。

2, 高卒・学卒をはじめとする青少年の新規正規採用が大幅に抑制され、15〜24歳の完全失業率は10%を超えて久しく、青年の失業と不安定な雇用形態などの問題がとりわけ深刻な事態になっている。

新規学卒者の雇用確保に向け緊急の対策を講じられたい。

3, 隣保館経由の雇用保険適応日数上乘せ制度が、あくまでも一般対策の「就職困難者」に対する援護施策であるなら、全国どこでも誰でも対象になる制度にし、合理的説明ができないならば即刻廃止されたい。「見直し」に関する検討内容を明らかにされたい。また、昨年度の実績を各県ごとに明らかにされたい。

4, 就職応募者の人権を保障し、公正・合理的な採用システムの確立について、すべての企業に対し、「統一応募用紙」の精神を遵守し、身元調査、思想・信条調査、縁故採用、身元保証をはじめいっさいの就職差別・人権侵害を根絶するよう指導を徹底すること。

昨年の「就職差別につながるおそれ」の内容と件数を明らかにされたい。また、新規卒業者に対する募集取り消しや採用内定後の一方的内定取り消しを根絶されたい。

5, ILO第83回総会で採択された第177号条約(通称・家内労働条約)について、条約に賛成した政府の立場・責任からも早期にその批准をはかること。また、次の具体的な対策と措置を緊急におこなうこと。

① 家内労働者の賃金、仕事の打ち切りなどの労働条件、失業時の休業補償などの社会保障をはじめとする労働者としての最低限の権利確立のため、現行家内労働法を抜本的にただちに改正すること。また、必要な新法の策定にむけての検討と関係する現行法の改定をただちにはかること。

② 家内労働者の低賃金と長時間労働の解消や権利の向上、社会保障の拡充、労働諸条件の最低限の権利の保障などの実現のため、大幅な財政措置をとまう抜本的対策を実施すること。

③ これらの推進のために、日本国内の家内労働者の組織との協議の場を正式に設置し、とりくみの具体化をはかること。

6, 精神障害者も含む障害者の法定雇用率を達成するよう、とりわけ公的機関への指導を強められたい。

(5) 厚生労働省(地域福祉課)

1, 概要要求の内容を明らかにされたい。

2, 家庭支援推進保育事業の各都道府県別実績(対象保育所数)と来年度の予算内容を明らかにすること。旧同和地区の保育師加配の現状を改めるべく既存保育士の加配予算に統合されたい。また、「人権保育」と称する極端な放任主義や過度な特別扱いを内容とする「解放保育」の実態を調査し偏向保育をやめさせられたい。

3, 「部落解放団体」支部事務所を抱え、「住民の自由な社会的交流の場」にふさわしくない実態にある隣保館の所在を明らかにし、公益に反するこれら施設への補助を停止するなど公平中立な管理と運営にむけた指導を徹底されたい。

同和問題解決の到達にたち、隣保館が行う、旧同和地区を前提にした、相談や交流に関する国補事業は廃止し、市民が自主的に学習・交流できる施設に設置要綱や基本・特別事業も含め大幅に見直すことが、自然な地域交流の促進につながる。広域隣保も含め全面的に見直しをされたい(広域隣保の各県別補助数と金額を示されたい)。

4, 生活保護制度は、憲法25条が保障する生存権に係わる重要な制度である。母子加算や老齢加算の切り捨てなど低所得者を死に追いやるような制度を廃止し、申請権を保障し、「自立」の強制をやめ、暮らしが成り立つ金額へと

大幅に引き上げられたい。

5, ハンセン病元患者の社会復帰に関し、「基本法」にもとづき、後遺症や高齢による諸疾病にたいする治療療養について、本人の意志による医療機関選択を認めこれを保障することや、元患者遺族・家族からの保障要求その他について誠意を持って対処されたい。

① 療養所の将来のあり方については、入所者・職員・地域住民など関係者の意見を尊重し、地域・国民のための医療・介護施設等として広く解放・発展させられたい。

② ハンセン病療養所の医療・看護・介護体制の強化を図られたい。

6, 障害者の応益負担の導入は、利用者や施設の負担が増加し、常勤職員の首切り、施設サービスの大幅低下を招いている。また、介護保険との統合はさらに矛盾を深める。施設や利用者の声を悲痛を真摯に受け止めて、応益の見直しと障害者支援制度の充実をはかられたい。

国連障害者の権利条約の早期批准と国内法の整備をすすめ、「合理的配慮」にかける障害者自立支援法は直ちに廃止されたい。

7, 2008年の児童虐待(児童相談所対応)が4万2664件にのぼり、一昨年度より2025件増えている。相談所における専門的できめ細やかな対応が求められている。児童相談所の設置数や専門の人員数、児童施設の大幅増をはかられたい。

8, 自治体で進められている多重債務者支援を国としても財政的に援助されたい。

(6) 厚生労働省(老健局関係)

1, 介護保険の利用抑制につながる利用者負担の減額や、介護保険制度の保険料や利用料の減免制度について、各地の実状をふまえて国の制度として拡充・整備を検討されたい

2, 介護保険報酬の引き下げは事業所の倒産や労働者の賃金を大幅に引き下げ、人材の枯渇を生んでいる。

① 介護・福祉職場の人材確保と処遇改善のための立法措置を検討されたい。

② 介護職員処遇改善交付金の対象をすべての職員に拡大し、2012年以降も対策を講じられたい。

③ 障害者関係でも給付費抑制をせずに、せめて従前の体系に戻されたい

3, 高齢者に負担を強いる後期高齢者医療制度を即時廃止されたい。廃止法ができるまで現在実施中の軽減措置は拡充・継続されたい。

4, 「消えた年金」「書き換えられた年金」など年金受給権を回復する手だてを講じるとともに、安定した年金運営の確保、給付額の実質的切り下げず、豊かな安心できる暮らしを満たすために満額支給の年齢は60才にされたい。

(7) 文部科学省

1, 教育基本法の改正に伴う3法の具体化をやめて、義務教育の国庫負担制度の維持、教職員定数の確保や給与水準の維持、給付制奨学金の創設、高校まで就学援助金を拡大することや私学助成金の大幅増額(経常費の2分の1助成を早期達成すること)をされたい。

また、学校施設の耐震化を促進するために、改築等の補助単価を、実際の建築単価に見合うものにする。

2, 深刻な事態にある生徒・学生など青年の就職難に関わり、正規労働の拡大、統一応募式の徹底、新規学卒者の求職確保、二ノト対策などに十分な予算を確保されたい。

3, 児童生徒支援加配教員について、趣旨にそった適正な配置と、大幅な人員増をはかること。各都道府県別に配置人数の実績・今年度人数と予算を明らかにされたい。また、県別「加配教員」配置数の算出根拠が不透明であることから、基準の明確化、偏向配置の是正、教育の中立性に反する勤務実態の是正を強力に行われたい。

さらに、支援加配以外の加配教員または一般教員が「闇で同推教員の仕事をさせられている」「実態も告発されているが、教育公務員の服務違反(目的外業務)を是正されたい。

4, 「人権教育」と称して、社会問題に対する理解や解決に向けた態度育成が学校教育の方針とされたり、運動団体との連携をマニュアル化しているところがみられる。教育の中立性の確保など審議会第1次答申の留意点や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(2000年)第3条をふまえて是正指導を徹底されたい。

また、学校内で児童生徒が賤称語を用いた「言動」については、差別事象、差別事件化したりせず、校内で教育的に解決をはかるよう通知・研修により徹底されたい。

5, 内心に関わる「日の丸・君が代」の押しつけを、学校や教職員、児童生徒学生、保護者などに行わないこと。

6, 公費支出による人権(同和)教育研究協議会等の事務局への教員派遣は、教育の中立性を損ね、教師の服務規程に反する。それは福岡県同裁判の判決が明瞭に示している。本来の民間組織へと改善指導を徹底されたい。

7, 学校選択制や選抜に関わる学校区の廃止、学校の統

廃合、一斉学力テストなど、学校間の競争と格差を広げ子どもに「差別と選別」を強いる政策を見直し、地域社会に支えられた安心して学べる教育環境を育むようになされたい。

全国一斉学力テストは子どもたちをいっそう競合させ、子どもと学校の序列化を進めるのみで、豊かな学力を身につけさせるものにはならない。完全に廃止されたい。

8, 旧国立大学にアイヌ文化学部を創設されたい。1997年に制定された、略称・アイヌ文化振興法にもとづき、小中学生向けの副読本が作られ、教員向け指導の手引き書も作られている。しかし、教員免許をとるまで、アイヌ民族の文化にふれたことがない教師が大半である。早急なる創設を検討されたい。

9, 同和問題に関わる教科書記述は今日の研究水準を反映させ、政治起源説や各時代の中で偏重した記述、同和問題解決の到達点を無視した記述など全面的に見直し、誤った理解が広がらないようにされたい。

その際に、義務教育段階(こは)上記4の要求と関わって)不要な賤称語記述と、それにもとづく指導はやめられたい(副読本も同様)。

10, 精神障害者も含む障害者の法定雇用率を達成するよう、とりわけ公的機関への指導を強められたい。

(8) 農林水産省

1, 認定農家・法人など集団編成の農業重視政策ではなく、国土の環境保全と結びついた中小零細規模の農業経営(家族)を励ます施策の拡充を求める。

特に、今年度は収量の減少や品質の低下もあり、米価は生産費概算1万7000円に対し、所によっては「内金1俵7000円」という甚だしい「暴落」にあり、米流通を市場任せにし、買い手のない輸入米を200万トン近く積み上げ、備蓄米を古々米にして超低価格で市場に垂れ流している政府の「米政策」が原因にある。再生産を保障できる水準の米価や所得補填を実現されたい。

2, 輸入農産物の安全について、省独自の立場から基準と検査の体制をとるなどし、厚生労働省とも協議を行われたい。BSE対策でも再発防止の徹底、農家や関係業者の支援策を講じられたい。

事故米の流通や輸入食材に対する国民の不信は頂点に達している。抜本的な対策を取られたい。

3, 穀物全体の自給率は40年前の半分28%に落ち込み、安心安全の供給にはなっていない(01年度173国中130番目)。「食料・農業・農村基本計画」にもとづき、

2010年までの食料自給率(カロリー) 45%を必ず達成されたい。WTOへの安易な追随は認められず、日米FTA(自由貿易協定) 締結に反対されたい。

4, 野放しの農産物輸入に歯止めをかけ、農家の生産コストをつぐなう価格保障を復活されたい。

5, 営農集団などが行う地域の特産品生産・流通・販売に対し、各種の制度などを活用するなどして援助をされたい。

6, 同和対策事業として実施された近代化施設整備事業に係わり、施設の老朽化や施設によっては稼働中止が長期に及ぶものなども多く見られ、自治体や地元では施設の撤去による跡地の有効利用を求める意見が根強くある。補助金適正化法によらずに、施設処分による補助金返還無しに公益事業の展開ができるよう運用の改善をはかられたい。

(9) 外務省(人道人權課)

1, 「世界人權宣言」が採択されて60年。国連自由人權規約人權委員会(以下、「規約人權委員会」)は、市民的及び政治的権利に関する国際規約(通称「自由人權規約」)の実施状況に関する日本政府の第5回報告書に対して、審査を経て、2008年10月31日、総括所見を発表した。

規約人權委員会は日本政府に対し、特に次のような改善を求めている。

①裁判官、検察官、弁護士などの司法従事者に対して自由人權規約に関する教育を行い、その適用をすすめること。

②第1選択議定書(個人通報制度)の批准を検討すべきこと。

③公共の福祉の定義をあいまいにしたままで、自由人權規約が認める人權を過度に制約しないこと。

④死刑囚への処遇の改善、代用監獄の廃止、被疑者の弁護人依頼権の実質的確立、被疑者の拘束期間の限定、取り調べの可視化、黙秘権の保障、自白偏重ではなく近代的・科学捜査に依拠すべきこと、など被疑者、被告人、既決囚の人權状況を改善すること。

⑤政治的意見表明やそのほかの活動をすることについて不合理な制限を撤廃すること。

その他にも、政府から独立した人權救済機関の設置、男女の平等の具体的実現と女性の地位の向上のための具体的施策、子どもに対する差別や暴力の禁止、死刑の廃止、刑事施設に対する視察委員会制度の向上、外国人や少数者の人權の擁護、人身売買被害者の救済や低賃金による搾取の禁止、難民の保護、事実婚・同性婚の保護、外国人に関する国民年金制度の改善、韓国語による教育機関への公的援助

助、アイヌ・沖縄の文化保存の努力など、多岐にわたって日本の人權状況を審査し、勧告を行っています。

規約人權委員会が「最終所見」を公表した08年11月18日には国会内で、国会議員と政府、NGO関係者の意見交換会が開かれたが、死刑廃止について法務省は「勧告」に対応することは考えていない、代用監獄も「廃止は適当ではない」などと、国連の「最終所見」(勧告)を無視する姿勢を露わにしているが、個々の指摘に誠実な対応を求め

2, 「女性差別撤廃条約」の政府報告に関わり、「マインリティーの女性」をどう理解しているのか。同和問題に関わる女性が含まれないし、今日の解決の到達や政府の施策の現状からも「実態調査」は不能・不要である。

3, 日本国憲法とその精神に基づいて、国際紛争を武力による解決でなく平和的外交で解決するよう各国、地域に積極的に働きかけられたい。

①アフリカ・ソマリア沖の海賊対策として、現行法のまま「海上警備行動」として自衛隊を派遣する検討を急ぎ、保護対象の拡大や武器使用基準の拡大をすすめるようとしている。ソマリア内戦を精算すべく国際的協調が先ず為されるべきであり、なし崩し的に、本格的な自衛隊の派兵に道を開くことをやめられたい。

②米軍による艦船や軍用機などによる基地周辺ならびに訓練地域での環境悪化、破壊や騒音、事故、米兵犯罪等が繰り返され、国民の基本的人權が侵害されている事態が続いている。国は、主権国家として主体的に被害実態を解明し、公表をすること、その改善を「米軍の運用改善」にとどめるのではなく、「日米地位協定」を抜本的に改定するよう要求する。同時に、多くの関係自治体、住民が反対している在日米軍の再編を、直ちに中止するよう強く求める。

4, アメリカとの「軍事同盟」である「安保条約」を破棄し、真に友好国としての「友好条約」を結び、対等な日米関係を築くよう要求する。

(10) 防衛省

1, 「日本が侵略したというのは濡れ衣」、「憲法を変えた方がいい」、「武器をもっと使えるようにした方がいい」など、航空自衛隊の最高幹部であった田母神前空幕長の一連の発言は、侵略戦争を美化し、戦後政治の出発点と憲法を真っ向から否定したものであり、強く抗議をする。

この発言は、自衛隊の組織ぐるみで偏向教育が続けられてきたことが背景にあり、侵略戦争への無反省と憲法を否

定することによって自衛隊の集団的自衛権への道を切り開く意図が暴露されたものである。

防衛省は、この一連の発言問題を徹底的に究明し、全ての自衛隊員に公務員として「憲法遵守」するよう改めて徹底するよう要求する。

2, 08年9月、海上自衛隊特殊養成学校広島県江田島市で「特別警備過程」の中で、25歳の隊員が1人で15人を相手にした格闘訓練中に頭部を強打し、約二週間後に死亡した。遺族は「訓練中の事故ではなく、脱落者の烙印を押し、制裁、見せしめの意味を込めた集団での体罰だ」との理由で自衛隊が申し出した「部隊葬」を断り、真相解明を要求した。

8月には福岡高裁で自衛隊の「いじめ自殺」を認める判決が出されるなど、自衛隊員の人権がないがしろにされている実態が明らかになれつつある。自衛隊員の人権を守る上でも、事件の真相究明と公表をし、いじめ、集団体罰をさせないよう強く要求する。

3, アメリカへの戦争に協力し、自衛隊の海外派兵に道を切り開く新テロ特措法延長したが、軍事的解決より政治的和平を優先すべきである。イラクならびにインド洋から自衛隊が撤退するよう求める。

また、アフリカ・ソマリア沖の海賊対策として、現行法のまま「海上警備行動」として自衛隊を派遣する検討を急ぎ、保護対象の拡大や武器使用基準の拡大をすすめるようとしている。ソマリア内戦を精算すべく国際的協調が先ず為されるべきであり、なし崩し的に、本格的な自衛隊の派兵に道を開くことをやめられたい。

4, 米軍による艦船や軍用機などによる基地周辺ならびに訓練地域での環境悪化、破壊や騒音、事故、米兵犯罪等が繰り返され、国民の基本的人權が侵害されている事態が続いている。

国は、主権国家として主体的に被害実態を解明し、公表をすることともに、その改善を「米軍の運用改善」にとどめるのではなく、「日米地位協定」を抜本的に改定するよう要求する。同時に、多くの関係自治体、住民が反対している在日米軍の再編を、直ちに中止するよう強く求める。

5, アメリカとの「軍事同盟」である「安保条約」を破棄し、真に友好国としての「友好条約」を結び、対等な日米関係を築くよう要求する。